

令和2年4月10日付け県公報第96号をもって公告した基本測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（航空重力測量）
- 3 作業期間
変更前 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
変更後 令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
- 4 作業地域
静岡県内全域

=====

令和2年4月17日付け県公報第98号をもって公告した基本測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（空中写真撮影）
- 3 作業期間
変更前 令和2年6月5日から令和3年3月31日まで
変更後 令和2年6月5日から令和2年11月7日まで
- 4 作業地域
静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、伊豆市、菊川市、牧之原市、河津町、松崎町、西伊豆町、吉田町、森町